

事 務 連 絡  
令 和 8 年 1 月 2 2 日

日本年金機構  
年金給付事業部門 担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

児童扶養手当受給者からの年金請求について（依頼）

児童扶養手当受給者が公的年金等を受給する場合には、地方公共団体が児童扶養手当において併給調整を行う必要があるが、受給者からの手続が遅れたこと等により、児童扶養手当の返還が発生する事例があることから、年金請求時における児童扶養手当と公的年金等との併給調整に係る周知用資料の配布及び説明の実施、年金証書発送時に同封するご案内文書への注意喚起の記載等、地方公共団体における事務負担の軽減のための周知活動に取り組んでいただいているところである。

しかしながら、令和7年の地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から、分かりやすい説明の更なる徹底を求めるとの提案があったことを踏まえ、「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和7年12月23日閣議決定）において、「児童扶養手当の受給者が公的年金等の受給を開始した場合については、地方公共団体が併給調整（13条の2）を行う必要があるため、受給者から地方公共団体へ速やかに手続がなされるよう、適切な併給調整を行うための更なる周知方法について、関係府省庁の間で協議し、令和7年度以降に順次年金実施機関で周知する。」とされ、今般、別添のとおり、こども家庭庁支援局家庭福祉課から、年金実施機関における更なる周知の依頼及び周知用チラシの提供があったことから、以下についての対応を依頼するとともに、その実施にあたって遺漏のないよう取り扱われたい。

記

1. 老齢年金、障害年金及び遺族年金に係る「説明事項のご確認」様式に児童扶養手当を受給している場合の説明項目を追加すること。
2. 年金請求者が児童扶養手当を受給している場合は、速やかに市区町村への問い合わせ又は手続が必要となることを説明のうえ、「説明事項のご確認」様式の説明項目にチェックを記入し、当該様式の写しを年金請求者へ交付することについて、日本年金機構内での周知を図ること。
3. こども家庭庁支援局家庭福祉課作成の周知用チラシ「児童扶養手当を受給されている皆さまへ」を各年金事務所に設置するとともに、年金請求者が児童扶養手当を受給している場合における説明等に活用すること。

# 児童扶養手当を受給されている皆さまへ

## 「児童扶養手当」と「公的年金等」の 両方を受給する場合は、手続きが必要です！

**公的年金等\*を受給する場合、児童扶養手当額の全部  
または一部を受給することができません。**

(\*) 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

### ● **障害年金を受給している方**

障害年金の「子の加算部分」の額が児童扶養手当より低い場合、  
差額分が児童扶養手当として支給されます。

### ● **障害年金以外の公的年金を受給している方**

年金額が児童扶養手当額より低い場合、  
差額分が児童扶養手当として支給されます。

**そのため、以下の手続きを必ず行ってください**



### ● **公的年金等を新たに受給する場合**

→ 速やかにお住まいの市区町村にお問い合わせください。

**必要な手続き** ▶ 以下の書類をご持参の上、お住まいの市区町村の児童扶養手当  
窓口にお越しください。

- ・公的年金給付等受給状況届
- ・公的年金給付等受給証明書（年金証書、年金決定通知書でも可）

### ● **公的年金等が過去に遡って給付される場合や、 公的年金を受給し、市区町村への手続きが遅れた場合**

→ 過去に受給した児童扶養手当の返還が必要になる場合が  
あります。**手続きは早め**に行うよう、ご注意ください。

詳しくは、お住まいの市区町村の児童扶養手当担当窓口へお問い合わせください。